


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	川口 莊一			
件名	令和3年度東大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 支給事業実施要綱について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>この要綱は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として実施する、令和3年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(1) 支給対象者                  基準日(令和3年12月10日)において市の住民基本台帳に記録されている者で、次の①又は②に該当する世帯の世帯主とする。                  ① 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯                  ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)</p> <p>(2) 支給額 1世帯あたり10万円とする。</p> <p>(3) 支給の方式                  ①の世帯:対象世帯に対して確認書を郵送し、確認書が返送され次第、指定の口座に振り込む。                  ②の世帯:対象世帯からの申請を受け付け、審査後に指定の口座に振り込む。</p> <p>(4) 申請期限                  ①の世帯:市が確認書を発送してから、3か月以内とする。                  ②の世帯:令和4年9月30日までとする。</p> <p>(5) 施行日 令和3年12月24日</p> <p>(6) 影響及び効果 この要綱に基づき事業を進めることができる。</p>						
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和3年11月19日 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」閣議決定                  12月20日 国補正予算可決                  12月21日 市補正予算専決処分                  12月24日 令和3年度東大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱の制定(市長決裁)</p>						
<p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たっては、内閣府等からの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する通知を参考に進める必要がある。</p>						
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>臨時特別給付金の支給事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。